

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行うご家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、きょうだい児と過ごす時間の創出を図ることを目的として、訪問看護ステーションがご家族に代わって医療的ケアを伴う見守り等に係る費用を助成する「始良市医療的ケア児等在宅支援事業」を実施します。

対象者	医療的ケア児の家族 ■医療的ケア児・家族(助成対象者)の要件・医療的ケアの内容は裏面をご確認ください。
事業の内容	訪問看護ステーションが医療的ケア児のもとを訪問して行う訪問看護のうち、健康保険法の適用対象外となる時間に係る費用を助成します。 ■訪問看護ステーションがサービスを提供できると判断した内容・場所(自宅外含む)であれば、制限はありません。
利用可能時間	医療的ケア児1人につき、一年度あたり24時間を上限とします。
助成費用額	7, 520円/時間×利用時間数 ■助成費用の1時間単価は要綱別表に定める算式により算定しますが、R7年4月時点においては、7, 520円です(算式で用いる数値に変更があれば、1時間単価を変更します)。 ■助成金は始良市から利用訪問看護ステーションに直接お支払いします。
利用までの流れ	※利用にあたっては、年度ごとに事前の申請が必要です。 ※事前申請の手続きは、利用訪問看護ステーションを通して行なって頂きます。 1. 申請書類 (1)医療的ケア児等在宅支援事業利用申請書(様式第1号) (2)医療的ケアを受けていることの証明となる書類(医師の指示書の写し等) (3)訪問看護ステーションとの契約書の写し等 2. 申請書類の提出方法 ■利用訪問看護ステーションを経由して担当窓口へ提出。 3. 利用の決定 ■申請受理後、審査を経て担当窓口から利用訪問看護ステーションを経由して「医療的ケア児等在宅支援事業利用(却下)決定通知書」を交付します。 4. 利用 ■利用の日時・内容・場所等を利用訪問看護ステーションと調整してください。
窓口	〒899-5492 始良市宮島町25番地(市役所新庁舎1階5番窓口) 始良市役所 福祉部 長寿・障害福祉課 障害者福祉係 TEL:0995-55-8140

※要綱や関係様式は下記の市ホームページに掲載しています。

始良市ホームページ・トップページ⇒【総合メニュー】⇒【くらし・手続き】

⇒【福祉 ▶障害者】⇒【医療的ケア児への支援について】



その他詳細は裏面をご覧ください。

<その他詳細>

1. 本事業における「医療的ケア児」・「医療的ケア」・「家族(助成対象者)」について

■「医療的ケア児」: 次の要件の全てに該当する方

- (1) 始良市内に住所を有すること。
- (2) 18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等に在籍していること。
- (3) 在宅で同居の保護者又は介護を行う者(以下「保護者等」という。)による介護を受けて生活していること。
- (4) 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること。
- (5) 訪問看護による医療的ケアを受けていること。

■「医療的ケア」: 人工呼吸器管理、痰吸引や経管栄養などの日常生活に不可欠な支援をいう。

■「家族(助成対象者)」: 医療的ケア児の保護者等で、現に当該医療的ケア児の看護及び介護を行っている方。

また、下記の要件を満たす方。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 助成対象者及びその同一世帯の者に、市税等の滞納がないこと。

2. 助成費用額の算定式

『 助成費用額 = A × B × C 』

■この算式に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)により算定する指定居宅サービスの一単位の単価

B 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生労働省告示第19号)別表中3イ(4)に定める単位数に15分の10を乗じたもの

C 指定訪問看護ステーションが、在宅の医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う1日当たりの時間から健康保険法の適用対象となる訪問看護の時間を控除した数(1か月分を合計して発生した1時間未満は切捨て)

3. 利用申請・助成金請求方法の詳細

※申請・請求に係る書類は利用訪問看護ステーションが始良市に提出

■利用申請(毎年度の事前申請が必要)

書類の流れ①:【助成申請者(医療的ケア児の家族) ⇒ 利用訪問看護ステーション ⇒ 担当窓口】

下記の申請書類を「書類の流れ①」にて提出

- (1) 医療的ケア児等在宅支援事業利用申請書(様式第1号)
- (2) 医療的ケアを受けていることの証明となる書類(医師の指示書の写し等)
- (3) 訪問看護ステーションとの契約書の写し等

■利用決定

書類の流れ②:【担当窓口 ⇒ 利用訪問看護ステーション ⇒ 助成申請者(医療的ケア児の家族)】

申請書類受理後に審査を行い、医療的ケア児等在宅支援事業利用(却下)決定通知書(様式第2号)を「書類の流れ②」にて交付

■助成金請求(助成金の交付申請)

書類の流れ③:【利用訪問看護ステーション ⇒ 担当窓口】

訪問看護ステーションは、助成対象となる訪問看護を実施した月ごとに、下記の書類の提出により(提出期限:翌月10日)、助成金の交付を申請するとともに実績報告を行う。

- (1) 始良市医療的ケア児等在宅支援事業助成金交付申請書兼請求書(様式第3号)
- (2) 始良市医療的ケア児等在宅支援事業利用者台帳(様式第3号別紙)(個人ごとに毎月作成)
- (3) 助成金の受取口座の通帳写し及び債権者登録依頼書(初回の交付申請時のみ)